

廃棄物海洋投入処分許可申請書

平成 29 年 10 月 25 日

環境大臣 中川 雅治 殿

申請者

住 所 鹿児島県鹿児島市泉町 14 番 15 号

氏 名 十島村長 肥後 正司

（法人にあつては名称及び代表者の氏名並びに住所）



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第 10 条の 6 第 1 項 の規定により、船 舶 からの  
第 18 条の 2 第 1 項 海洋施設  
 廃棄物海洋投入処分の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

△海洋投入処分をしようとする廃棄物の種類	一般水底土砂：小宝島港における泊地（-5.5m） 浚渫に伴って発生する水底土砂で、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 10 条第 2 項第 5 号口の政令で定める基準に適合するもの。 （詳細は別紙 1 のとおり）	
※許可の年月日	年 月 日	
※許可番号		
△廃棄物の海洋投入処分に関する実施計画に係る事項	廃棄物の海洋投入処分をしようとする期間	2017 年 12 月 1 日～2021 年 8 月 31 日
	海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量	体積量 15,100m <sup>3</sup>
	単位期間において海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量	2017 年 12 月 1 日～2018 年 11 月 30 日：2,800m <sup>3</sup> 2018 年 12 月 1 日～2019 年 11 月 30 日：4,100m <sup>3</sup> 2019 年 12 月 1 日～2020 年 11 月 30 日：3,100m <sup>3</sup> 2020 年 12 月 1 日～2021 年 8 月 31 日：5,100m <sup>3</sup>
	廃棄物の排出海域	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成 17 年環境省令第 28 号）第 6 条第 1 項に規定する IV 海域のうち、以下の点を中心とした半径 200m の円に囲まれた範囲内の海域。 北緯 29° 08' 30.0"、東経 129° 20' 30.0" （詳細は別紙 2 のとおり）
	廃棄物の排出方法	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成 17 年環境省令第 28 号）第 6 条第 1 項に規程する排出方法で実施する。航行中に排出しない。 （詳細は別紙 3 のとおり）
△廃棄物の排出海域の汚染状況の監視に関する計画に係る事項	監視の方法	別紙 4 のとおり
	監視の頻度	別紙 4 のとおり
備考	1 ※の欄は記載しないこと。 2 △の欄にその記載事項のすべてを記載できないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。	

（日本工業規格 A 型 5 番）

